

令和4年度 学校いじめ防止基本方針

三木市立三木中学校

1 基本方針の策定について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって本校では、いじめは全ての生徒に関係する問題であり、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないよう、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できることを旨に取り組んでいく。

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう授業づくりや集団づくり、学校づくりに、家庭・地域・その他の関係者と連携を図りながら取り組んでいく。

2 いじめへの対応について

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るという認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、いじめを生まない土壌づくりのために、関係者が一体となり組織的・継続的な取組を行う。

(ア) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合える態度などを養うために、人権教育・道徳教育及び体験活動の充実・コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実を図る。

(イ) いじめの背景にある生徒のストレス等の要因に着目し、ストレス度チェックを活用するなど、その改善をはかり、ストレスに適切に対処できる力を養うことに努める。

(ウ) 全ての生徒が安心でき、自己肯定感・自己有用感が感じられるよう、授業や学校行事に取り組ませ、心の通い合う人間関係の構築と自尊感情の高揚を目指す取組を行う。

(エ) 生徒会が中心となり、生徒自身がいじめ問題に具体的に取り組むことで、いじめのない学校づくりに貢献しているという意識を向上させ、生徒の自浄能力を高めていく。

(オ) いじめ問題への取組の重要性について認識を広めるために、人権意見発表会や地区懇談会など、地域や家庭と一体となって取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行わ

れることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめ発見に取り組む。

- (ア) 生徒と過ごす時間を積極的に持ち、チェックリスト等も活用し、生徒の様子の変化（サイン）を見逃さないように、注意深く観察するよう教師が意識する。
- (イ) 日頃から、教師は生徒の話に耳を傾け、考えていることを丁寧に聞く教師の姿勢を示し、生活ノートなどを活用し、生徒が安心して悩みを相談できる人間関係をつくる。
- (ウ) 定期的にいじめ実態アンケートを実施する。いじめを受けている生徒は、その場で記入することが難しい状況も考えられるため、翌週にはカウンセリング週間を実施し、いじめ発見に努める。
- (エ) 保健室にはさまざまな生徒が訪れるため、教室では得られない情報をキャッチすることが多い。そのため、養護教諭との情報交換は、いじめ発見に効果的であり組織的に行う。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、いじめ防止センターとの相談体制も計画的に行う。

※いじめ実態アンケート（5月下旬、10月下旬、1月上旬実施）
カウンセリング週間（5月下旬～6月上旬、11月上旬、1月中旬実施）

（3）いじめ事案への対応と組織について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速かにいじめ対応チーム（生徒指導委員会）を組織し、指導体制を整える。被害生徒やいじめを通報してきた生徒の安全を確保し、加害生徒に事実を確認した上で組織的に対応する。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、警察やいじめ防止センターと連携をはかり、いじめ解消に向けた徹底した指導に取り組む。

- (ア) いじめ対応は、学校全体の問題として捉え「生徒指導委員会」を組織し、速やかに対策会議を開き、組織が核となり情報収集、事実整理、対応方針、役割分担をおこない、正確な事実の確認を行う。

生徒指導委員会（いじめ対応チーム）・・・定例会（状況により随時実施）

構成員： 校長、教頭、生徒指導担当、各学年生徒指導担当、
養護教諭 不登校担当教員

臨時構成員： 当該学年総務、担任、部活動顧問、SC、SSWなど適宜加える

- ① 学校基本方針に基づく取組実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う核となる。
- ② いじめに関する情報や問題行動などに係る情報の収集と記録・共有を行う核となる。
- ③ いじめの疑いがある場合、緊急会議を開き、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者や関係機関との連携を実施する核となる。

- (イ) いじめの事実を加害・被害生徒の保護者に連絡し、いじめ解消及び再発防止に向けた指導を保護者の協力のもと徹底して行う。その場合、被害生徒とその保護者及び加害生徒とその保護者への対応には十分配慮して行う。
- (ウ) 必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によりいじめの解消が困難な場合や、いじめが犯罪行為として認められるときは、被害生徒を守り通すという観点から、警察と連携をはかり対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し支援を求め、いじめ防止センターや学校支援チームなどとも指導の連携をはかる。
- (エ) いじめの解決は、加害生徒が被害生徒に謝罪することで終わるのではなく、他の生徒との関係が修復されていることが重要である。観衆や傍観者の立場をとっていた生徒に対しても、それらの行為が、いじめに加担する行為であることを理解させ、互いを尊重し認め合う集団づくりの取組を行う。

(4) ネットいじめ対応について

インターネットの特殊性による危険を教職員が十分に理解した上で、ネットいじめに対応して指導する。そのためには教職員の資質向上のための研修会を開き、上記(3)の基本方針同様に対応をはかる。

- (ア) ネットいじめの対応としては、不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるために、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害などがあった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求める。
- (イ) 生徒・保護者・教職員・地域を対象に情報モラルの研修を行い、保護者と密に連携し、学校のみならず、家庭の指導が十分に行えるよう取り組んでいく。
- (ウ) インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

3 重大事態への対応について

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合やいじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、迅速に三木市教育委員会及び警察・いじめ防止センターなど関係機関と連携をはかり、厳格に事態の解決に当たる。

「生命、心身又は財産に重大な被害」の判断

- ① 生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品などに重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合

*相当の期間とは、生徒が特別な理由もなく連続して欠席した期間を言う。

4 その他留意事項

いじめを未然に防ぎ、早期解決をはかるためには、教職員の一方的な取り組みだけでは不十分である。地域や家庭との連携をはかった取組や教職員のいじめ対応スキルアップの研修が不可欠となる。学校評価なども活用し、いじめ問題対応に向けた取組を行う。

- (ア) 全ての教職員の共通理解を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。
- (イ) 学校評価においていじめの問題を取り扱う。このとき、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒と家庭及び地域の状況を十分に踏まえて目標設定を行う。また、取組状況や達成状況を適切に評価し、いじめ対応の改善を行う。
- (ウ) 地域や家庭と連携した、いじめ対応の取組を行う。PTAや青少年補導委員、民生児童委員などの関係団体といじめ問題について協議する機会を設けたりすることで、積極的な連携をはかる。

5 いじめの未然防止、早期発見、対応に向けた取組と年間指導計画

月	研修・会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	職員会議 *生徒指導委員会 学校基本方針の確認 いじめ対応マニュアル確認	人権教育の年間計画作成 道徳教育の年間計画作成 いじめの未然防止の年間計 画作成	生活のあゆみの取組 (通年・毎日)
5	職員研修(生徒指導研修) *生徒指導委員会		いじめ・生活実態アンケートの実施 カウンセリング週間の実施
6	*生徒指導委員会	あいさつ週間の実施 情報モラル教育授業 校内道徳教育研修会	カウンセリング週間の実施
7	*生徒指導委員会	弁護士によるいじめ防止教 室(1年) ボランティア週間の実施	
8	*生徒指導委員会	愛校作業	
9	*生徒指導委員会	あいさつ週間の実施	ストレス度チェックのアン ケート実施
10	*生徒指導委員会	薬物乱用防止授業 合唱祭の取り組み アサーショントレーニング パラスポーツ体験(2年)	いじめ・生活実態アンケー ト実施
11	*生徒指導委員会	文化祭の取り組み 人権学習会(3年)	カウンセリング週間の実施
12	*生徒指導委員会		
1	*生徒指導委員会	防災訓練と防災授業 (全校生徒)	いじめ・生活実態アンケー ト実施 カウンセリング週間の実施
2	*生徒指導委員会	ソーシャルスキルトレー ニング	
3	*生徒指導委員会 来年度への課題検討 基本方針の見直し		

*生徒指導委員会を定例実施し、いじめ及び問題行動・不登校問題等について情報交換して共通理解をはかり、対応策を検討する。

*緊急時は臨時生徒指導委員会を適宜開催する。